

新公審査答申（情）第28号
令和7年3月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会 長 菊 池 弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年10月31日付け、新東総第323号の7で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年5月24日付け新東建第108号の2により行った一部公開決定について、以下のように判断する。

- 1 本件請求分類G（後述）については、すでに公開した別表「公文書の名称」欄の決定内容2で実施機関が特定した公文書に加え、新たに新潟市道路占用規則（以下「占用規則」という。）を対象文書と特定し公開すべきである。
- 2 本件請求分類H（後述）については、一部公開とした決定を取り消し、改めて占用許可一般条件が記された文書を対象文書と特定し公開すべきである。
- 3 本件請求分類L（後述）については、すでに公開した別表「公文書の名称」欄の決定内容1（以下「決定内容1」という。）ないし3（以下「決定内容3」という。）で実施機関が特定した公文書に加え、占用規則と占用許可一般条件が記された文書を対象文書と特定し公開すべきである。
- 4 本件請求分類C（後述）及び本件請求分類F（後述）で文書不存在により非公開とした決定のうち、「粟山一幹1」、「粟山二支3」、「粟山二支6」については、文書不存在としたことは誤りであるものの、結論として実施機関の判断は妥当である。
- 5 その他については、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

令和元年5月13日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、別表の「請求情報」欄（以下「請

求情報」という。)の1から8までの「請求の内容」欄に記載の情報公開請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 実施機関の決定

令和元年5月24日、実施機関は、本件請求のうち、別表の「決定」欄に「公開」、「一部公開」と記載の請求の内容については、別表の「公文書の名称」欄に記載の公文書を特定し公開とし、「非公開」と記載の請求の内容については、別表の「理由」欄のとおり非公開とし、あわせて一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年8月30日、審査請求人は、本件決定のうち、請求情報1から8に対する決定を不服(別表の「審査請求」欄に本件摘示1から36まで記載のあるもの)として、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

なお、上記以外の請求の内容について、審査請求は行っていない。

4 諮問

令和元年10月31日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明に対する反論書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人は、下記以外にも主張をしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

1 共通(請求情報1～8)

越後石山駅近くの交差点石山駅入口と新潟市東区石山4丁目2-6ウオエイ石山店前の信号機のある交差点(以下「本件交差点」という。)の間の市道上に設けられたNTT東日本の電話柱について道路の占用の期間が平成30年4月1日以降の資料

2 請求情報1(1)、(2)に対する決定(以下「本件摘示1」という。)、請求情報2(1)

①ないし③に対する決定(以下「本件摘示2」という。)及び請求情報2(2)①ないし③に対する決定(以下「本件摘示8」という。)について

(1) 道路法第32条第2項により道路の占用の場所(道路占用許可申請書(以下「申請書」という。)の記載要領4によれば、地番まで記載することになっている)、占用物件の構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法は申請書に記載されるべき事項であるが記載されていない。これらの事項は許可決定にも記載がない。

(2) 本件請求に対する弁明書(以下「本件弁明書」という。)欄に「請求情報2(1)①、②については、公開文書に記載がない事項がありますが、それらは請求情

報 1 (1)、(2)の公開文書に含まれる事項であり」とあるが、公開文書に含まれている事項であるという意味と公開文書に含まれる事項の内容を具体的に明らかにされたい。

3 請求情報 2 (1)④（以下「本件摘示 3」という。）及び請求情報 2 (2)④に対する決定（以下「本件摘示 9」という。）について

- (1)「更新申請であり当該資料が添付されていないため」として非公開の決定をしている。しかし、更新時の申請書にも、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにする図面（ここでいう「図面」とは「位置図」、「平面図」、「横断面図」をいう。以下同じ。）等は添付が要求される資料である。公開された「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について」（以下「本件国通知」という。）でも、占用許可の審査に必要な最小限のものは求めるのであり、物件の構造等を明らかにする図面等は添付が要求される資料である。ただ、当初（「建柱当初」をいう。以下同じ。）申請時と変更がなければ、先の更新申請時の書類として活用することができるということである。従って、前回申請時の図面等は更新申請時の書類として必ず存在していなければならないものである。

「大口占用者の道路占用許可申請時の取り扱いについて」（以下「本件市事務連絡」という。）には、「1、更新申請時の提出資料・占用物件の内訳表・占用物件のリスト・位置図等 ※位置図等の提出が難しい場合には、道路占用許可書（以下「許可書」という。）の特記条件欄に条件文を追加し、提出は省略とする。条件文：道路管理者が求めた場合には、占用物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する。2、適用年月日平成 28 年 12 月 22 日」と記載されている。本件市事務連絡は位置図等を更新申請時の提出資料と定めている。従って、「不存在。更新申請であり当該資料が添付されていないため」というが、許可決定の審査に必要な書類として必ず提出させなければならないものである。確かに「※位置図等の提出が難しい場合には、許可書の特記条件欄に以下の条件文を追加し、提出は省略とする。」と記載がある。しかしこれは、更新申請時に位置図等を提出したのと同じと認められる手続きである。決定内容 1 で実施機関が特定した申請書には「道路管理者が求めた場合には、占用物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する。」という記載はない。従って、提出は省略することは出来ない。

- (2) 市は道路占用許可決定をしたが、その決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適正であるとして決定内容 3 で実施機関が特定した公文書を公開した。従って、図面等の添付がないのに道路占用許可決定がなされたはずはない。本件市事務連絡にも更新申請時の提出資料として「位置図等」が挙げられている。再度調査確認の上公開されたい。なお、本件市事務連絡「※」印による取扱いであるなら、申請者が保管している位置図等の関係図面の提出を受け、これを公開

されたい。本件国通知の取扱いをしているのであれば、活用した当初申請時等の図面等の添付書類について再度調査確認の上公開されたい。

4 請求情報 2(1)⑤に対する決定（以下「本件摘示 4」という。）及び請求情報 2(2)⑤に対する決定（以下「本件摘示 10」という。）について

(1)「従前申請資料の活用はしていない申請のため」であるなら、本件国通知ではなく本件市事務連絡を適用するということになる。

(2) 本件決定における通知書（以下「本件決定通知書」という。）欄には、「公開できない理由：不存在。従前申請資料の活用はしていない申請のため」、本件弁明書欄では「該当の申請書には従前申請資料の添付がないことから、不存在としました。」とある。「活用はしていない」と「資料の添付がない」とでは公開できない理由が異なる。理由を明確にされたい。もっとも、そもそも従前申請資料は更新の申請書に添付されるものではなく、従前申請時に添付されて、市において保管していたものを更新の申請時に活用できるというものだと思われる。よって、再度調査確認の上公開されたい。

5 請求情報 2(1)⑥に対する決定（以下「本件摘示 5」という。）及び請求情報 2(2)⑥に対する決定（以下「本件摘示 11」という。）について

(1) 申請書には道路法第 3 2 条第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項はすべて必要的記載事項であって申請書及び添付書類によって明らかにされる必要がある。しかし、決定内容 1 の申請書には、占用の場所、占用物件の構造、工事期間、工事实施の方法、道路の復旧方法、添付書類の記載がない。従って、「申請書に当該事項が記載されており」という決定であるが、記載されていない。

(2) 本件決定通知書欄には「不存在。申請書に当該事項が記載されており作成を要しないため」と、本件弁明書欄には「該当の申請書には請求情報 2(1)⑥にあたる資料の添付がないことから、不存在としました。」とある。公開できない理由を明確にされたい。「申請書に当該事項が記載されており」とあるが、具体的に、どこに、どのように記載されているのか、明確にされたい。

6 請求情報 2(1)⑦に対する決定（以下「本件摘示 6」という。）及び請求情報 2(2)⑦に対する決定（以下「本件摘示 12」という。）について

(1) 確かに工事計画書は工事实施前に提出されるものである。更新申請の際にも道路法第 3 6 条第 2 項により「当該申請に係る道路の占用が第 3 3 条第 1 項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えなければならない。」のであるなら、その根拠となる工事のための計画書は更新申請時に存在している必要がある。

電話柱の場合、道路法施行令第 9 条により占用期間は 10 年であるが、当初の占用目的を達成するため必要かつ十分なものではない。許可の際に明らかに継続

申請が予定されていたと考えられるものである。従って、工事のための計画書は一番新しい更新申請書や許可書の写し等と一体になって保存・保管されるべきものとするのが妥当である。

- (2) 工事のための計画書は一番新しい更新申請書や許可書の写し等と一体になって保存・保管されるもので、道路法第36条第2項により、許可を与えなければならないのなら、当然に更新時の資料として存在する必要がある。再度調査確認の上公開されたい。

7 請求情報2(1)⑧に対する決定（以下「本件摘示7」という。）及び請求情報2(2)⑧に対する決定（以下「本件摘示13」という。）について

- (1) 本件市事務連絡と本件国通知は、更新の場合は図面その他の書類が添付されていない等の場合にも占有許可ができるという資料にはならないと思われる。本件国通知や本件市事務連絡以外に解説、マニュアルその他参考資料の公開を求める。

本件国通知の第3「道路占有許可申請書の添付書類について」によれば、確かに更新申請時に前回申請時と同一の図面などの書類は提出を省略できる。あくまでも省略出来る理由は、前回申請時の図面などの添付書類を更新申請として活用するからである。従って、本来の手続としては更新申請時も添付書類として提出を要するものである。申請手続き簡素化により前回申請時の図面を活用する方法での処理をしたとしても、道路法第32条第2項の規定に違反しない。この方法であれば許可の判断に必要な書類を揃えることが出来るし、申請手続きの簡素化及び一層の弾力化を図ることが出来るのである。そもそも図面等の添付書類は決定をする判断材料として絶対に必要なものである。よって、当初申請時の添付書類は更新申請書と一体になっていなければならないはずである。そうでなければ、道路法第32条第2項の要件を満たさない。許可の判断資料がないのに許可できない。本件市事務連絡には、更新申請時の提出資料として位置図等が記載されている。許可書には「条件文：道路管理者が求めた場合には、占有物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する。」という記載はない。単に記入漏れであるなら、NTT東日本が保管している位置図等の関係図面は関係資料として公開されるべきものである。

- (2) 情報公開請求は実施機関に対してなしたものであるが、本件弁明書の処分担当課は東区役所建設課である。本件市事務連絡は土木部土木総務課長の各区建設課長宛であり、通知は土木部土木総務課長から各区役所建設課長宛に知らされている。

本件決定通知書、本件弁明書は東区建設課の考えか、それとも市役所全体の考えか。

8 請求情報2(3)に対する決定（以下「本件摘示14」という。）について

- (1) 許可書の「別紙条件の他特記事項」欄に何ら記載がない。

(2) 本件弁明書欄には、「許可条件の項目は請求情報 1 (1)、(2)の公開文書に含まれる項目であり」と記載されているが、公開文書には「別紙条件の他特記事項」にもそれ以外箇所にも何ら条件らしき記載はない。「含まれる項目であり」の意味と公開文書にどのように含まれているのか具体的に内容を明らかにされたい。

9 請求情報 3 (1)、(2)に対する決定（以下「本件摘示 1 5」という。）について

(1) 申請書には道路法第 3 2 条第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項はすべて必要的記載事項であって申請書及び添付書類によって明らかにされる必要がある。ところが、決定内容 1 の申請書には必要的記載事項である占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、工事の期間、道路の復旧方法についての記載がない。占用の場所、物件の構造等を明らかにした図画その他必要な書類の添付もない。「電柱 8 本（栗山一幹 1、栗山二支 1 ないし 7）の道路占用許可決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法適切であること」の情報公開請求に対しては、平成 3 1 年 1 月 1 1 日付け新東建第 4 6 5 号の 3 の「一部公開決定通知書」は、「(非公開) 不存在 理由：文書保存年経過により廃棄」という決定をしている。今回の情報公開請求の請求情報 2 (1)④に対しては「不存在。更新申請であり当該資料が添付されていないため」と決定をしている。請求情報 2 (1)⑤に対しては「不存在。従前申請資料の活用はしていない申請のため」と決定をしている。決定内容 1 の申請に関する平成 3 0 年 4 月 2 日付け道路占用許可については、申請書には道路法第 3 2 条第 2 項各号の必要的記載事項の一部は記載されておらず、資料の添付もない、そして過去の資料も全くない。許可書にも、占用の場所、占用物件の構造、工事期間、工事の実施方法、道路の復旧方法は記載されていない。道路法施行令第 1 0 条の占用場所に関する基準、同 1 1 条の電柱及び公衆電話所の占用場所に関する基準に適合するかの資料もない。

(2) 公開された文書には、道路法第 3 2 条第 2 項各号の必要的記載事項の一部について記載がなく、資料の添付もない。そして過去の資料も全くない。決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であるなら、公開された文書以外に必要的記載事項に関する資料が存在するはずである。再度調査確認の上公開されたい。

1 0 請求情報 4 (1)に対する決定（以下「本件摘示 1 6」という。）及び請求情報 4 (2)に対する決定（以下「本件摘示 1 7」ないし「本件摘示 2 3」という。）について

(1) 請求情報 4 (1)の電話柱と決定内容 1 の申請書の電話柱とが同一かどうか確認できない。

(2) 電話柱の設置位置を示す図面等の添付がなく、現況の電話柱と申請書の電話柱とが一致するか明らかでない。

1 1 請求情報 4 (3)に対する決定（以下「本件摘示 2 4」という。）について

- (1) 申請書には道路法第32条第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項はすべて必要的記載事項であって申請書及び添付書類によって明らかにされる必要がある。しかし、申請書には記載事項の一部しか記載されていないし、添付書類もない。請求情報4(1)の電話柱と決定内容1の申請書の電話柱とが同一かどうか確認できない。
 - (2) 電話柱の設置位置を示す図面等の添付がなく、現況の電話柱と申請書の電話柱とが一致するか明らかでない。公開された文書には、道路法第32条第2項各号の必要的記載事項の一部について記載がなく、資料の添付もない。そして過去の資料も全くない。決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であるなら、公開された文書以外にも存在するはずである。再度調査確認の上公開されたい。
- 12 請求情報5に対する決定（以下「本件摘示25」ないし「本件適示33」という。）について
- (1) 請求情報5(1)の電話柱と決定内容1の申請書の電話柱が同一かどうか確認できない。
 - (2) 電話柱の設置位置を示す図面等の添付がなく、現況の電話柱と申請書の電話柱とが一致するか明らかでない。公開された文書には、道路法第32条第2項各号の必要的記載事項の一部について記載がなく、資料の添付もない。そして過去の資料も全くない。決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であるなら、公開された文書以外にも存在するはずである。再度調査確認の上公開されたい。
- 13 請求情報6に対する決定（以下「本件摘示34」という。）について
- (1) 本件国通知及び本件市事務連絡のとおり、添付は必須、活用、速やかに提出させるものであり、市役所に存在するか速やかに提出をさせられるものである。
 - (2) 本件決定通知書欄によれば「不存在。更新申請であり添付、作成が必須でないため」とあるが、本件弁明書欄には、「該当の申請書には当該資料の添付がないことから、不存在としました。」とある。「添付、作成が必須でないなら」、「当該資料の添付がないことから、不存在としました。」ということにはならない。
- 14 請求情報7に対する決定（以下「本件摘示35」という。）について
- (1) 個々の電話柱の位置図等が存在するはずである。
 - (2) 道路の占用の位置を特定し、道路を特別使用する範囲を明確にするため、道路法第32条第2項第3号は道路の占用の場所は申請書の必要的記載事項にしている。そして、申請書及び添付書類によってその場所が明らかにされる必要がある。市は道路占用許可をしているのであるから、電話柱の位置関係は明らかになっているはずである。よって、市において「道路占用事務において、

現況平面図を用いて位置を確認する機会ほぼなく」というのは不存在の理由とはならないし、「該当の申請書にも当該資料の添付がない」というのはあり得ないことである。再度調査確認の上公開されたい。

1 5 請求情報 8 に対する決定（以下「本件摘示 3 6」という。）について

- (1) 別件の情報公開請求の審査請求書で「電柱の道路占用の場所を特定するため、別途図面その他の資料が存するものとする。再度調査の上公開されたい。なお、市職員から次のような話を聞いている。区役所に図面はない。N T Tには図面があり、区役所の方で見たいときは、N T Tに連絡すれば見ることができる。手続きの簡素化として、更新の際は前の申請時の図面を活用できるようになったという内容である。N T Tが所持する図面の公開と、その図面と許可書等との関連を示す資料を公開されたい。」と記載したが、市は平成 3 1 年 3 月 1 日付け新東建第 3 9 9 号の 2 の弁明書に「電柱の占用許可については、道路占用に関連する文書保存年が 1 0 年であり、議事録の存在が確認できませんでしたので、作成していないとしました。」と記載している。手続きの簡素化による前の図面の活用とか、見たいときに N T T 東日本に連絡すればみられるというのは、まさに本件国通知と本件市事務連絡の記載内容である。N T T 東日本が所持する図面その他一切の資料を提出させ、これを公開されたい。

(2) これまでの各反論書記載のとおり

第 4 実施機関の主張

実施機関が本件弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件摘示 1、2、8 について

当該公開文書には申請代表者印影及び申請担当者名が含まれており、これらは申請者の内部管理情報であることから条例第 6 条第 3 号アに該当する非公開情報とした。また、請求情報 2 (1)①、②は、公開文書に記載がない項目があるが、それらは請求情報 1 (1)、(2)の公開文書に含まれる項目であり非公開とする内容でもないことから、併せて一部公開とし不存在としなかった。

2 本件摘示 3、9 について

該当の申請書には占有物件の図面等の添付がないことから不存在とした。

3 本件摘示 4、1 0 について

該当の申請書には従前申請資料の添付がないことから不存在とした。

4 本件摘示 5、1 1 について

該当の申請書には請求情報 2 (1)⑥にあたる資料の添付がないことから不存在とした。

5 本件摘示 6、1 2 について

該当の申請書には建柱当初の工事計画書にあたる資料の添付がないことから不存在とした。

6 本件摘示 7、13 について

公開請求の内容から、当該公開文書が最も適当であると判断し、公開した。

7 本件摘示 14 について

許可条件の項目は請求情報 1 (1)、(2)の公開文書に含まれる項目であり、非公開とする内容でもないことから、併せて一部公開とし不存在としなかった。

8 本件摘示 15 について

道路占用許可において適切な決定プロセスを経ていることを示す資料として、事務専決者である建設課長が決裁した起案用紙が最も適当であると判断し、公開した。また、起案時の申請書類に申請代表者印影及び申請担当者名が含まれており、これらは申請者の内部管理情報であることから条例第 6 条第 3 号アに該当する非公開情報とした。

9 本件摘示 16 ないし 23 について

公開請求の内容及び現況から、当該文書が該当すると判断し、公開、一部公開した。また、不存在文書について非公開決定した。

10 本件摘示 24 について

道路占用許可において適切な決定プロセスを経ていることを示す資料として、事務専決者である建設課長が決裁した起案用紙が最も適当であると判断し、公開した。また、起案時の申請書類に申請代表者印影及び申請担当者名が含まれており、これらは申請者の内部管理情報であることから条例第 6 条第 3 号アに該当する非公開情報とした。公開請求の内容及び現況から、当該文書が該当すると判断し、一部公開とした。

11 本件摘示 25 について

公開請求の内容及び現況から、当該文書が該当すると判断し、一部公開した。

12 本件摘示 26 ないし 32 について

公開請求の内容及び現況から、当該文書が該当すると判断し、公開、一部公開とした。また、不存在文書について非公開決定した。

13 本件摘示 33 について

公開請求の内容及び現況から、当該文書が該当すると判断し、一部公開とした。

14 本件摘示 34 について

該当の申請書には当該資料の添付がないことから、不存在とした。

15 本件摘示 35 について

道路占用事務において、現況平面図を用いて位置を確認する機会ほぼなく、該当の申請書にも当該資料の添付がないことから、不存在とした。

16 本件摘示 36 について

今回公開請求のあったものについて、決定内容 1、2 及び 3 で公開した文書が保有文書のすべてとなる。

第 5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件摘示 1 から 3 6 について、本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。当審査会は本件摘示（以下「本件決定情報」という。）について、判断を行うものとする。

2 本件決定情報の分類について

本件決定情報を大きく分類すると、以下のとおりとなる。

本件交差点の間の市道上に設けられた N T T 東日本の電話柱について道路の占用の期間が平成 3 0 年 4 月 1 日以降の資料における

- (1) 電話柱の申請書及び許可書（以下「本件請求分類 A」という。）
- (2) 道路の占有場所（地番まで記載すること）、構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法、申請書及び許可書の「占有の場所」欄の「歩道」が○で囲まれていること、更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号（以下「本件請求分類 B」という。）
- (3) 申請書に添付された道路占有の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類（以下「本件請求分類 C」という。）
- (4) 更新の申請で、従前の申請時の添付書類を活用している場合は、従前の申請時の添付書類（以下「本件請求分類 D」という。）
- (5) 申請書に記載されていない場合、記載すべき事項を確認した資料（以下「本件請求分類 E」という。）
- (6) 工事実施前にあらかじめ提出された工事計画書（以下「本件請求分類 F」という。）
- (7) 申請書に記載がない、図面その他の書類の添付がない、従前の申請書や許可書がない、従前の添付資料がない場合でも更新を許可できるとする資料（以下「本件請求分類 G」という。）
- (8) 電話柱 8 本について許可に付された条件（以下「本件請求分類 H」という。）
- (9) 決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であること（以下「本件請求分類 I」という。）
- (10) 申請書に占有の場所の地番が記載されていない場合、道路占有の場所を明らかにした図面の添付がない場合、占有の場所を特定した資料（以下「本件請求分類 J」という。）
- (11) 別紙現況平面図（審査請求人が本件請求時に添付した本件交差点の間の市道上に設けられた N T T 東日本の電話柱が記載された現況平面図をいう。以下

同じ。)の本件交差点の間に表示された電話柱の位置と現実に設置されている「栗山一幹1」、「栗山二支1ないし7」の表示のある電話柱の位置関係(以下「本件請求分類K」という。)

- (12) その他本件交差点間に設けられたすべての電話柱の決定手続きに関して新潟市が有する資料一切(以下「本件請求分類L」という。)

以下、上記分類に基づいて、実施機関の本件決定の妥当性を検討するにあたり、検討の都合上、本件請求分類AないしIのうち本件適示16ないし33の共通事項より検討を行う。

3 本件請求分類AないしIのうち本件適示16ないし33の共通事項について

- (1) 審査請求人は、電話柱の設置位置を示す図面等の添付がなく、現況の電話柱と申請書の電話柱とが一致するか明らかでない。請求情報4(1)、5(1)の電話柱と決定内容1の申請書の電話柱とが同一かどうか確認できないと主張している。

- (2) そこで、当審査会は実施機関に対し、電話柱の特定方法について説明を求めたところ、以下の説明があった。

更新申請時に提出された占用物件のリストにある「栗山一幹1」、「栗山二支1ないし7」の電話柱について、NTT東日本へ問い合わせるとともに、別紙現況平面図をもとに現地調査等を行い、実際の電話柱にある標示名が「栗山一幹1」と「栗山二支1ないし7」と同一であることを確認し特定した。

- (3) そうすると、請求情報4(1)、5(1)の電話柱と決定内容1の申請書の電話柱が同一であるという実施機関の説明に不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情は認められなかった。

従って、「栗山一幹1」、「栗山二支1ないし7」と請求情報4(1)、5(1)の電話柱が同一であることを踏まえ、上記2(1)ないし(12)の分類に基づいて実施機関の本件決定の妥当性を検討する。

4 本件請求分類A、B(本件適示1、2、8、16、17、25、26)について

- (1) 実施機関は、本件請求分類Bの公開文書については、記載がない事項があるが、本件請求分類Aの公開文書に含まれる事項であり、非公開とする内容でもないことから、併せて一部公開とし、不存在としなかったとの主張をしている。

一方、審査請求人は、道路法により、申請書に記載されるべき事項が記載されておらず、これらの事項は許可決定にも記載がないと主張している。

- (2) そこで、当審査会は、公開された申請書と許可書を見分したところ、申請書は、道路法第32条の規定により、「栗山一幹1」、「栗山二支1ないし7」を含む占用物件について、更新の許可申請をしたものであり、許可書はその申請のあった道路占用について許可した許可書であることを確認した。また、申請

書と許可書には、審査請求人が主張する申請書に記載されるべき事項の記載はないものの、本件請求分類Bを含む項目があることを確認した。

- (3) そうすると、本件請求分類A、Bに関する対象文書が他に存在することのうかがわせる特段の事情も見当たらないため、実施機関の本件決定は妥当である。

5 本件請求分類C（本件摘示3、9、18、27）について

- (1) 実施機関は、更新申請であり占有物件の図面等の添付がないことを理由に不存在と主張している。

一方、審査請求人は更新時の申請書にも図面等の添付は要求される。公開された本件国通知でも、占有許可の審査に必要な最小限のものは求め、物件の構造を明らかにする図面等は添付が要求される。前回申請時の図面等は更新申請時の書類として存在していなければならない。本件市事務連絡は、位置図等の提出が難しい場合は、許可書の特記条件欄に条件文を追加し提出は省略としているが、記載はない。従って提出は省略できないと主張している。

- (2) 当審査会は実施機関に対し、本市における、道路占有許可の更新申請時の図面の取扱いについて確認したところ、平成23年12月28日付けの本件国通知に基づき、平成24年4月10日付け新土総第6号「道路占有許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化等について」（以下「本件市通知」という。）及び平成28年12月22日付け本件市事務連絡並びに占有規則により、図面等の提出を省略しているとのことであった。

それらの内容は、以下のとおりである。

ア 平成23年12月28日付けの本件国通知

申請書の添付書類について「占有許可期間が満了し、占有主体が引き続き物件の占有を希望する場合、占有主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。」

イ 平成24年4月10日付け本件市通知

「市管理道路においても、この通知を踏まえ、道路占有許可手続きに当たっては、事務手続きの負担軽減に配慮するようお願いいたします。」

ウ 平成28年12月22日付け本件市事務連絡

更新申請時の提出資料として、「占有物件の内訳表、占有物件のリスト、位置図等」とあり、位置図等の提出が難しい場合には、許可書の特記条件欄に「道路管理者が求めた場合には、占有物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する」の条件文を追加し、提出は省略する。

エ 占有規則第3条（占有期間の更新）

「市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。」

- (3) 実施機関の上記(2)の説明を踏まえ、当審査会で許可書を見分したところ、特記条件欄に何ら記載がなかった。上記(2)ウで省略できる場合は、許可書の特記条件欄に条件文を追加することになっていることから、当審査会は特記条件について実施機関へ確認すると、特記条件欄については当時の実施機関において記載漏れをしたと思われるとの回答があり、図面の提出は上記(2)により省略されているとのことであった。
- (4) また、審査請求人は前回申請時の図面等は、更新申請時の書類として存在していなければならないと主張していることから、当初申請時の図面等の保管の有無を確認したところ、道路占用許可申請の保存年限は10年であり、当初申請から10年を経過した図面等については、実施機関において保管していないとのことであった。
- (5) そこで、「栗山一幹1」、「栗山二支1ないし7」の電話柱の建柱年月日を確認したところ、いずれも昭和48年に建柱されていたが、「栗山一幹1」、「栗山二支2、3、5、6、7」については途中建て替えしていることが分かった。そのため、電話柱の建て替えがあった場合の取扱いについて実施機関へ確認したところ、占用物件の位置が変わる場合や同一箇所占用物件を作り直す際には、道路占用許可申請の更新ではなく、変更の手続きとなり、その際は、位置図等の提出を求め、変更の内容を確認した上で占用許可を行うとのことだった。
- (6) 実施機関の上記(5)の説明を受け、当審査会は、変更の申請書の保管の有無を実施機関へ確認したところ、いずれの電話柱も保存年限である10年を経過しているため廃棄し、保管していないとのことであった。
- (7) 廃棄に関しては、総括文書管理者である総務課長は、課等の長である文書管理者から保存期間が満了した行政文書ファイル等を引き継ぎ、文書館に移管又は廃棄しなければならない(新潟市公文書管理条例第8条、新潟市行政文書管理規則第24条等)とされている。そこで、当審査会は、念のため実施機関の申請書ファイルの保存状況について、事務を所管する総務課へ確認したところ、申請書ファイルは保存期間が満了し、すでに廃棄済みとのことであった。さらに、当審査会において提出のあった実施機関の廃棄ファイルの目録を見分したところ、申請書に該当する部分の記載があることから、すべての電話柱に関する文書について廃棄されたと考えることが相当である。

なお、「栗山一幹1」、「栗山二支3」、「栗山二支6」の電話柱に関する文書は、本件請求時点においては保存期間内であることから、本件請求分類Cに関する文書が存在していたと思料されるが、その後保存期間が満了し、「栗山二支3」

は平成31年度に、「栗山一幹1」及び「栗山二支6」は令和4年度に廃棄されたと考えられる。(なお、この点については付言にて後述する。)

- (8) そうすると、上記(2)、(4)及び(6)により、本件請求分類Cに関する文書を不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらない。また、上記(7)のとおり、保存期間が満了し、すでに廃棄済みという説明自体には合理性があり、廃棄したと認めることが相当であることから、公開できないことはやむを得ないと判断せざるを得ない。

6 本件請求分類D(本件摘示4、10、19、28)について

- (1) 実施機関は、更新申請には従前申請資料の活用及び添付がないことを理由に不存在と主張している。

一方、審査請求人は、従前申請資料は更新の申請書に添付されるものではなく、従前申請時に添付されていて、市において保管していたものを更新の申請時に活用できると主張している。

- (2) 従前申請資料については、上記5(4)、(6)の説明のとおり、道路占用許可申請の保存年限は10年のため、10年を経過した申請資料等は保管していないとのことであり、上記5(7)により廃棄したと認めることが相当である。

- (3) そこで、更新の申請時に、従前申請資料がなくとも業務に支障が無いのか、また、許可決定の妥当性についてどのように判断しているのかを確認したところ、以下の説明があった。

ア 更新申請の場合は、電話柱の位置や構造等の変更がないことを前提とした許可期間の更新であるため、許可の審査を行うに当たって、従前申請資料を使用した確認作業までは行っていないため、業務に支障はない。

イ 現在も引き続き占用状態にあり、それが道路管理上支障ないものとして許可を受けている物件であれば、当初及び従前の許可申請時も同様の判断がされたものと考えられることから、更新時の許可決定の妥当性を判断するに当たり、改めて当初及び従前許可申請時の添付図面等の確認は行っていない。

ウ 平成26年3月19日付け国道利第28号「道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について」に基づき、更新時において占用物件の安全確認が重要と考えていることから、更新申請時に占用物件の安全性について確認及び報告をしてもらうことにより、占用物件の更新許可が妥当か否かを判断している。

- (4) そうすると、本件請求分類Dに関する資料を活用及び添付がないため不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断は妥当である。

7 本件請求分類E（本件摘示5、11、20、29）について

- (1) 実施機関は、申請書に当該事項が記載されており作成を要しないため、また、該当の申請書には本件請求分類Eにあたる資料の添付がないことを理由に不存在と主張している。

一方、審査請求人は、申請書には道路法第32条第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項はすべて必要的記載事項であって、申請書及び添付書類によって明らかにされる必要があると主張している。

- (2) 当審査会で申請書を見分したところ、申請書には道路法に掲げる事項の記載がないものもあった。また、当該申請書の添付資料として上記6(3)ウにより提出された「占用許可物件の安全性について」のほか、占用物件の内訳表、占用物件のリストを確認した。

- (3) 本市における更新時の道路占用許可申請の提出資料については、上記5(2)のウのとおり占用物件の内訳表、占用物件のリスト、位置図等を求めているが、位置図等については上記5(2)のとおり、提出を省略する運用を行っている。さらに、上記6(3)のとおり、更新申請の場合は、従前申請資料等を使用した確認作業までは行っていないが業務に支障はないとのことである。

- (4) そうすると、本件請求分類Eに関する資料を不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断は妥当である。

8 本件請求分類F（本件摘示6、12、21、30）について

- (1) 実施機関は、該当の申請書には建柱当初の工事計画書にあたる資料の添付がないことを理由に不存在と主張している。

一方、審査請求人は、工事計画書は工事実施前に提出されるもの。工事のための計画書は一番新しい更新申請書や許可書の写し等と一体になって保存・保管されるもので、道路法第36条第2項により許可を与えなければならないのなら、当然に更新時の資料として存在する必要があると主張している。

- (2) 当審査会は実施機関に対し、工事計画書とはどのような申請において添付される書類なのか確認したところ、以下の説明があった。

ア いわゆる「公益事業」といわれる水道・下水道・電気・ガス事業等のライフラインである道路占用について、道路管理者が当該道路における道路の工事又は他の占用工事との間の調整を図り、道路の構造等の保全等に関する適切な措置を講じうるに必要な準備期間を設けるために提出を義務付けている書類である。

イ 法令や市で定められた書式はなく、道路占用の場所、設置する工作物、物件、施設の名称及び構造、工事実施の方法、期間、道路の復旧方法等を記載すべき事項としている。

ウ 占用工事着手の一月前までに提出を義務付けているもので、電話柱を建柱、建て替えをする際も、緊急を要する工事を除き、提出が義務付けられている。

エ 災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合は提出を要しないとされ、軽易な工事とは、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は、電線で、道路を占用する部分の延長が20メートルを超えないものの設置又は改修に関する工事とされている。

- (3) さらに、当審査会は実施機関に対し、当市における占用工事の事務手続きについて確認したところ、工事を実施しようとする日の一月前までに提出された、申請書の内容を審査し、道路占用許可を行っているとのことであつた。

また、上記(2)イにある工事計画書に記載すべき事項は、いずれも提出された申請書及び添付資料に記載されていることから、工事計画書と申請書は一体のものと考えられ、これまで申請者から「工事計画書」として提出された文書はないとのことであつた。

なお、不明な点や不備等がある場合は、申請者に確認を行い、必要に応じて申請書の修正を求めているとのことであつた。

- (4) また、審査請求人は、工事のための計画書は一番新しい更新申請書や許可書の写し等と一体になって保存・保管されるものと主張していることから、当審査会は実施機関に対し、工事のための計画書の保存年限について確認したところ、工事計画書と申請書は一体のものと考えられることから、申請書に関連した書類として10年を保存年限とし、「栗山一幹1」、「栗山二支1ないし7」のいずれの電話柱も建柱から10年を経過しているため、実施機関において保管していないとのことであつた。

- (5) さらに、従前に提出された工事のための計画書が保存されていない場合、業務に支障はないのかを確認したところ、上記6(3)と同様の説明があり、支障はないとのことであつた。

- (6) そこで、当審査会は、念のため、実施機関の申請書ファイルの保存状況について上記5(7)と同様に確認したところ、保存期間が満了しすでに廃棄済みとのことであり、提出のあつた実施機関の廃棄ファイルの目録を見分したところ、申請書に該当する部分の記載があることから、すべての電話柱に関する文書について廃棄されたと考えることが相当である。

なお、「栗山一幹1」、「栗山二支3」、「栗山二支6」の電話柱に関する文書は、本件請求時点において保存期間内であることから、本件請求分類Fに関する文書が存在していたと思料されるが、その後保存期間が満了し、「栗山二支3」は平成31年度に、「栗山一幹1」及び「栗山二支6」は令和4年度に廃棄されたと考えられる。(なお、この点については付言にて後述する。)

(7) そうすると、上記(4)により、本件請求分類Fに関する文書を不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらない。また、上記(6)により、保存期間が満了しすでに廃棄済みという説明自体には合理性があり、廃棄したと認めることが相当であることから、公開できないことはやむを得ないと判断せざるを得ない。

9 本件請求分類G（本件摘示7、13、22、31）について

(1) 実施機関は、公開請求の内容から、当該公開文書が最も適当であると判断して公開したと主張している。

一方、審査請求人は、本件国通知によれば、確かに更新申請時に前回申請時と同一の図面などの書類は提出を省略できる。省略できる理由は、前回申請時の図面などの添付書類を更新申請として活用するからで、本来の手続としては更新申請時も添付書類として提出を要するものである。図面等の添付書類は決定をする判断材料として絶対に必要なもの。本件国通知や本件市事務連絡以外に解説、マニュアルその他の参考資料の公開を求めると主張している。

(2) 更新時の提出書類については、上記5(2)により、図面等の提出を省略とする運用を行っているとのことであり、前回申請時の図面などの資料については、上記5(7)により廃棄したと認めることが相当であるが、それらの資料がなくとも、上記6(3)のとおり、許可の審査を行うに当たって、業務に支障はないとのことであった。

(3) また、当審査会は念のため、実施機関に本件請求分類Gの資料として、本件国通知や本件市事務連絡以外に解説、マニュアルその他の参考資料があるか確認したところ、他に参考となる資料はないとのことであった。

(4) そうすると、更新申請時の図面等の提出の省略については、上記5(2)エのとおり、占有規則によっても運用していることから、改めて占有規則についても本件請求分類Gの対象文書と特定し、公開すべきである。

10 本件請求分類H（本件摘示14、23、32）について

(1) 実施機関は、許可条件の項目は許可書に含まれる項目であり、非公開とする内容でもないことから併せて一部公開とし不存在とはしなかったと主張している。

一方、審査請求人は、許可書の「別紙条件の他特記条件」欄に何ら記載がない。「含まれる項目であり」の意味と公開文書にどのように含まれているのかと主張している。

(2) 当審査会が許可書を見分したところ、「別紙条件の他特記条件」欄には記載がないことが確認できた。なお、特記条件欄に記載がないことについては、上記5(3)のとおり、当時の実施機関において記載漏れをしたと思われるとの回答があり、図面の提出は上記5(2)のとおり省略されているとのことであった。

- (3) また、許可書には「別紙の条件を付して許可する」との記載があることから、別紙が存在するものと考えられるため、当審査会は実施機関に対して、別紙について確認したところ、電話柱 8 本を含むすべての占用許可物件に対して付された条件が記載されている占有許可一般条件が記された文書の提出があった。
- (4) さらに、占有許可一般条件が記された文書の他に、念のため電話柱 8 本に付された条件について確認すると、条件文「道路管理者が求めた場合には、占有物件に関する位置図等の関係図面を速やかに提出する」の一文が記載漏れとなっている他に、付された条件はないとのことであった。
- (5) そうすると、電話柱 8 本について許可に付された条件は、上記 (3) のとおり、占有許可一般条件が記された文書があったことから、改めて本件請求分類 H の対象文書と特定し公開すべきである。

1 1 本件請求分類 I（本件摘示 1 5、2 4、3 3）について

- (1) 実施機関は、道路占有許可において適切な決定プロセスを経ていることを示す資料として、事務専決者である建設課長が決裁した起案用紙が最も適当であると判断したと主張している。

一方、審査請求人は、申請書には道路法第 3 2 条第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければならない。これらの事項は必要的記載事項で申請書及び添付書類によって明らかにされる。申請書には必要的記載事項の一部は記載されておらず、資料の添付も過去の資料も全くない。決定が適法、適切であるなら、公開された文書以外に必要的記載事項に関する資料が存在するはずと主張している。

- (2) そこで、当審査会は公開された申請書、許可書及び決裁起案用紙の文書を見分したところ、道路法第 3 2 条の規定により、道路占有の更新の許可申請をした申請書について、許可することを事務専決者である東区建設課長まで決裁した文書と、許可書であることが確認できた。
- (3) また、申請書の必要的記載事項の記載がなく、過去の資料等もないが、更新の申請については、上記 6 (3) のとおり、許可の審査を行うに当たって、業務に支障はないとのことであった。
- (4) そうすると、本件請求分類 I の文書が他に存在することをうかがわせる特段の事情も見当たらず、決定に至る手続きであることが確認できる文書と認められるため、実施機関の本件決定は妥当である。

1 2 本件請求分類 J（本件摘示 3 4）について

- (1) 実施機関は、更新申請であり、添付、作成が必須ではないことを理由に不存在としている。

一方、審査請求人は、本件国通知及び本件市事務連絡のとおり、添付は必須、活用、速やかに提出させるものであり、市役所に存在するか、速やかに提出させられるものであると主張している。

- (2) 更新時の図面の提出については、上記 5 (2) により省略とする運用を行っていることから、当審査会は実施機関に対し、図面の添付がない場合、占用の場所をどのように特定するのか確認したところ、以下の説明があった。

ア 大口占用者については、更新申請時に数多くの占用物件があるため全件を突き合わせての確認までは行っていない。

イ 占用物件の詳細を確認する必要がある際は、大口占用者に問い合わせを行っている。

ウ 図面等の資料が必要な場合はそのつど占用者に図面等の書類の提出を求めている。

- (3) さらに、更新申請は、位置図等の従前申請資料を使用した確認作業までは行っていないが、上記 6 (3) のとおり許可の審査を行うに当たっては、業務に支障はないとのことであった。

- (4) そうすると、本件請求分類 J に関する資料は添付、作成が必須ではないことを理由に不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断は妥当である。

1 3 本件請求分類 K (本件摘示 3 5) について

- (1) 実施機関は、道路占用事務において、現況平面図を用いて位置を確認する機会はあるが、該当の申請書にも当該資料の添付がないことから不存在と主張している。

一方、審査請求人は、個々の電話柱の位置図等が存在するはず。市は道路占用許可をしているのであるから、電話柱に位置関係は明らかになっているはずと主張している。

- (2) 更新時の提出書類については、上記 5 (2) により図面等の提出を省略とする運用を行い、許可の審査を行うに当たっては、上記 6 (3) のとおり位置図等の従前申請資料を使用した確認作業までは行っていないが業務に支障はないとのことである。

- (3) そうすると、本件請求分類 K に関する資料を不存在とする実施機関の説明に不合理な点があるとはいえず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断は妥当である

1 4 本件請求分類 L (本件摘示 3 6) について

(1) 実施機関は、決定内容 1 ないし決定内容 3 で特定した公文書に加え、占用規則と占用許可一般条件が記された文書を本件請求分類 L の対象文書と特定し、公開すべきである。

(2) なお、審査請求人は、N T T 東日本が所持する図面その他一切の資料を提出させ、これを公開されたいと主張しているが、請求の対象となる公文書は、公開請求された時点で実施機関が保有している公文書であるため、N T T 東日本から提出させ公開する義務を負うものではないため審査の対象としない。

1 5 以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

1 6 なお、本件請求における実施機関の対応について付言しておく。

これまでの経過を見る限り、「栗山一幹 1」、「栗山二支 3」、「栗山二支 6」の電話柱に関する文書については、本件請求時点において、対象文書の保存期間が満了していないため存在していたと史料される。

情報公開請求された内容に一部でも合致する公文書があるならば、それを請求に合致する文書として特定すべきであり、また、結果的に情報公開請求に合致すると思われる文書を廃棄していたことは、文書の特定の仕方に問題があったと言わざるを得ないことから、実施機関は情報公開請求における対象文書の特定を十分に行い、情報公開制度の理解と信頼を損なわないよう適切な事務の執行に努められたい。

第 6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和元年 1 0 月 3 1 日	実施機関の諮問書を受理
令和 4 年 1 0 月 2 1 日	審査会開催（第 1 回）
令和 6 年 7 月 2 9 日	審査会開催（第 2 回）
令和 6 年 8 月 2 7 日	審査会開催（第 3 回）
令和 6 年 9 月 2 6 日	審査会開催（第 4 回）
令和 6 年 1 0 月 2 9 日	審査会開催（第 5 回）
令和 6 年 1 1 月 2 8 日	審査会開催（第 6 回）
令和 7 年 1 月 9 日	審査会開催（第 7 回）
令和 7 年 2 月 6 日	審査会開催（第 8 回）
令和 7 年 3 月 1 0 日	審査会開催（第 9 回）

(第 2 部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子

別表

請求情報		請求の内容	公文書の名称	決定	理由	審査請求	本件請求分類	
越後石山駅近くの交差点石山駅入口と新潟市東区石山4丁目2－6 ウオエイ石山店前の信号機のある交差点（以下「本件交差点」という。）の間の市道上に設けられたN T T東日本の電話柱について道路の占用の期間が平成30年4月1日以降の資料								
1	(1)	「栗山一幹1」という表示のある電話柱についての道路 路占用許可申請書（以下「申請書」という。）及び道路 路占用許可書（以下（「許可書」という。）	【決定内容1】 ・申請書 ・許可書	一部 公開	(あ) 代 表 者 印 影、担当者 名は当該法 人の内部管 理情報	本件 摘示 1	A	
	(2)	「栗山二支1ないし7」について1(1)に同じ						
2	(1)	「栗山一幹1」という表示のある電話柱について						
		①	道路法第32条第2項により申請書に記載しなければ ならない道路の占用の場所（申請書の記載要領4によ れば、地番まで記載すること、「車道・歩道・その 他」については該当するものを○で囲むことになっ ている）、構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の 復旧方法	【決定内容1】 ・申請書 ・許可書	一部 公開	(あ) と同じ	本件 摘示 2	B
		②	申請書及び許可書の「占用の場所」の「車道・歩道・ その他」欄については、該当するものとして「歩道」 が○で囲まれていること					
		③	更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号					
		④	申請書に添付された道路占用の場所、物件の構造等を 明らかにした図面その他必要な書類	不存在	非公開	(い) 不存在。 更新申請で あり当該資 料が添付さ れていない ため	本件 摘示 3	C
		⑤	更新の申請で、従前の申請時の添付書類を活用してい る場合は、従前の申請時の添付書類	不存在		(う) 不存在。 従前申請資 料の活用は していない 申請のため	本件 摘示 4	D
		⑥	道路法第32条第2項で申請書に記載しなければならないが、しかし実際には記載されていない場合、その 記載すべき事項を確認した資料（N T T東日本との間 でやり取りした資料、従前の申請書、その他内容を確認 した資料）	不存在		(え) 不存在。 申請書に当 該事項が記 載されており 作成を要し ないため	本件 摘示 5	E
		⑦	道路法第36条により工事実施前にあらかじめ提出され た工事計画書	不存在		(お) 不存在。 更新申請で あるため工 事はなく、 添付を要し ない書類の ため	本件 摘示 6	F
⑧	⑧申請書に道路法第32条第2項の事項の内容が記載 されていない、図面その他の書類が添付されていな い。従前の申請書や許可書がない、従前の添付資料が ない。そのような場合でも、更新の場合には許可出来 るとする資料	【決定内容2】 ・道路路占用許可に係る 申請手続きの簡素化及び 一層の弾力化等につ いて（以下「本件国通 知」という。） ・道路路占用許可に係る 申請手続きの簡素化及び 一層の弾力化等につ	公開	—	本件 摘示 7	G		

				いて（以下「本件市通知」という。） ・大口占有者の道路占用許可更新時の取扱いについて（以下「本件市事務連絡」という。）				
		「栗山二支 1 ないし 7」について 2 (1) に同じ						
		①	道路法第 3 2 条第 2 項により申請書に記載しなければならない道路の占有の場所（申請書の記載要領 4 によれば、地番まで記載すること、「車道・歩道・その他」については該当するものを○で囲むことになっている）、構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法	【決定内容 1】 ・申請書 ・許可書	一部公開	(あ)と同じ	本件 摘示 8	B
		②	申請書及び許可書の「占有の場所」の「車道・歩道・その他」欄については、該当するものとして「歩道」が○で囲まれていること					
		③	更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号					
	(2)	④	申請書に添付された道路占有の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類	不存在	非公開	(い)と同じ	本件 摘示 9	C
		⑤	更新の申請で、従前の申請時の添付書類を活用している場合は、従前の申請時の添付書類	不存在		(う)と同じ	本件 摘示 1 0	D
		⑥	道路法第 3 2 条第 2 項で申請書に記載しなければならないが、しかし実際には記載されていない場合、その記載すべき事項を確認した資料（N T T 東日本との間でやり取りした資料、従前の申請書、その他内容を確認した資料）	不存在		(え)と同じ	本件 摘示 1 1	E
		⑦	道路法第 3 6 条により工事実施前にあらかじめ提出された工事計画書	不存在		(お)と同じ	本件 摘示 1 2	F
		⑧	申請書に道路法第 3 2 条第 2 項の事項の内容が記載されていない、図面その他の書類が添付されていない。従前の申請書や許可書がない、従前の添付資料がない。そのような場合でも、更新の場合には許可出来るとする資料	【決定内容 2】 ・本件国通知 ・本件市通知 ・本件市事務連絡	公開	—	本件 摘示 1 3	G
	(3)		上記 2 (1) (2) の電話柱 8 本について許可に付された条件	【決定内容 1】 ・申請書 ・許可書	一部公開	(あ)と同じ	本件 摘示 1 4	H
3	(1)		「栗山一幹 1」という表示のある電話柱について決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であること	【決定内容 3】 ・申請書 ・許可書	一部公開	(か)申請担当者名は当該法人の内部管理情報	本件 摘示 1 5	I
	(2)		「栗山二支 1 ないし 7」について上記 3 (1) に同じ	・決裁起案用紙				
	(1)		別紙現況平面図（審査請求人が本件請求時に添付した本件交差点の間の市道上に設けられた N T T 東日本の電話柱が記載された現況平面図をいう。以下同じ。）の「①」ないし「⑧」辺りに設けられた電話柱（③については現況平面図上電話柱の表記はない）について申請書及び許可書	【決定内容 1】 ・申請書 ・許可書	一部公開	(あ)と同じ	本件 摘示 1 6	A
4		上記 4 (1) の電話柱 8 本について上記 2 (1) ①ないし⑧及び同(3)について						
	(2)	①	道路法第 3 2 条第 2 項により申請書に記載しなければならない道路の占有の場所（申請書の記載要領 4 によれば、地番まで記載すること、「車道・歩道・その他」については該当するものを○で囲むことになっている）、構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法	【決定内容 1】 ・申請書 ・許可書	一部公開	(あ)と同じ	本件 摘示 1 7	B

		②	申請書及び許可書の「占用の場所」の「車道・歩道・その他」欄については、該当するものとして「歩道」が○で囲まれていること					
		③	更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号					
		④	申請書に添付された道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類	不存在	非公開	(い)と同じ	本件 摘示 18	C
		⑤	更新の申請で、従前の申請時の添付書類を活用している場合は、従前の申請時の添付書類	不存在		(う)と同じ	本件 摘示 19	D
		⑥	道路法第32条第2項で申請書に記載しなければならないが、しかし実際には記載されていない場合、その記載すべき事項を確認した資料（NTT東日本との間でやり取りした資料、従前の申請書、その他内容を確認した資料）	不存在		(え)と同じ	本件 摘示 20	E
		⑦	道路法第36条により工事実施前にあらかじめ提出された工事計画書	不存在		(お)と同じ	本件 摘示 21	F
		⑧	申請書に道路法第32条第2項の事項の内容が記載されていない、図面その他の書類が添付されていない。従前の申請書や許可書がない、従前の添付資料がない。そのような場合でも、更新の場合には許可出来るとする資料	【決定内容2】 ・本件国通知 ・本件市通知 ・本件市事務連絡	公開	—	本件 摘示 22	G
	(3)	(3)	上記4(1)の電話柱8本について許可に付された条件	【決定内容1】 ・申請書 ・許可書	一部 公開	(あ)と同じ	本件 摘示 23	H
		(3)	上記4(1)の電話柱8本について許可決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であること	【決定内容3】 ・申請書 ・許可書 ・決裁起案用紙	一部 公開	(か)と同じ	本件 摘示 24	I
		(3)	上記4(1)の電話柱8本について許可決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適切であること	【決定内容3】 ・申請書 ・許可書 ・決裁起案用紙	一部 公開	(か)と同じ	本件 摘示 24	I
5	(1)	(1)	本件交差点の間の市道上に設けられたNTT東日本のすべての電話柱の申請書及び許可書	【決定内容1】 ・申請書 ・許可書	一部 公開	(あ)と同じ	本件 摘示 25	A
		(2)	5(1)の市道の歩道上に設けられた電話柱の本数及び占用の場所	不存在	非公開	資料は作成していない	対象 外	
	(3)	上記5(1)の電話柱について上記2(1)①ないし⑧及び同(3)						
		①	道路法第32条第2項により申請書に記載しなければならない道路の占用の場所（申請書の記載要領4によれば、地番まで記載すること、「車道・歩道・その他」については該当するものを○で囲むことになっている）、構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法	【決定内容1】 ・申請書 ・許可書	一部 公開	(あ)と同じ	本件 摘示 26	B
		②	申請書及び許可書の「占用の場所」の「車道・歩道・その他」欄については、該当するものとして「歩道」が○で囲まれていること					
		③	更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号					
		④	申請書に添付された道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類	不存在	非公開	(い)と同じ	本件 摘示 27	C
		⑤	更新の申請で、従前の申請時の添付書類を活用している場合は、従前の申請時の添付書類	不存在		(う)と同じ	本件 摘示 28	D
		⑥	道路法第32条第2項で申請書に記載しなければならないが、しかし実際には記載されていない場合、その記載すべき事項を確認した資料（NTT東日本との間でやり取りした資料、従前の申請書、その他内容を確認した資料）	不存在		(え)と同じ	本件 摘示 29	E

	⑦	道路法第36条により工事実施前にあらかじめ提出された工事計画書	不存在		(お)と同じ	本件 摘示 30	F
	⑧	申請書に道路法第32条第2項の事項の内容が記載されていない、図面その他の書類が添付されていない。従前の申請書や許可書がない、従前の添付資料がない。そのような場合でも、更新の場合には許可出来るとする資料	【決定内容2】 ・本件国通知 ・本件市通知 ・本件市事務連絡	公開	—	本件 摘示 31	G
	(3)	上記5(1)の電話柱8本について許可に付された条件	【決定内容1】 ・申請書 ・許可書	一部 公開	(あ) と同じ	本件 摘示 32	H
	(4)	上記5(1)の電話柱について決定が適法であること及び決定に至る手続きが適法、適正であること	【決定内容3】 ・申請書 ・許可書 ・決裁起案用紙	一部 公開	(か) と同じ	本件 摘示 33	I
6		本件交差点の間の市道上に設けられたNTT東日本の電話柱について、申請書に占用の場所の地番が記載されていない場合、道路占用の場所を明らかにした図面の添付がない場合、占用の場所を特定した資料	不存在	非公開	不存在。 更新申請であり添付、作成が必須ではないため	本件 摘示 34	J
7		別紙現況平面図の本件交差点の間に表示された電話柱の位置と現実に設置されている「栗山一幹1」「栗山二支1ないし7」の表示のある電話柱の位置関係	不存在		不存在。 占用事務において当該資料を使用しておらず作成の必要がないため	本件 摘示 35	K
8		その他本件交差点間に設けられたすべての電話柱の決定手続に関して新潟市が有する資料一切	【決定内容2】 ・本件国通知 ・本件市通知 ・本件市事務連絡	公開	—	本件 摘示 36	L
			【決定内容1、3】 ・申請書 ・許可書 ・決裁起案用紙	一部 公開	(あ)(か) と同じ		